

(案)

令和 8 年 月 日

鶴岡市長 佐藤 聡 様

鶴岡市上下水道事業経営審議会
会 長 平 智

下水道等使用料について (答申)

令和 7 年 11 月 25 日付水総発第 8 2 号で貴職から意見を求められた下水道等使用料について、下記のとおり附帯意見を添えて答申いたします。

記

【下水道事業の現状と課題について】

本市の下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、施設を適切に維持管理し、施設更新及び耐震化を計画的に進めることとあわせて、今後の更新需要や未普及地域での整備事業に備え、財源を確保していく必要があります。

令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間について、総括原価方式による支出とそれをまかなうべき収入を算定した結果、人口減少等による使用料収入の減少、物価高騰等による維持管理経費の増加などにより、現行の使用料水準のままでは支出が収入を上回ると見込まれます。

【下水道等使用料算定に関する協議について】

審議会では、使用料の算定について以下のとおり協議しました。

- ・今算定期間において、現在の経営効率化の取組を継続したとしても、支出が収入を上回る見通しであることに加え、収支不足分に係る一般会計からの繰入金（基準外繰入金）の額を抑えるため、使用料の引上げ改定の必要があること。
- ・維持管理経費の増加分は大部分が人件費、委託料、資本費などの固定費で占められることから、今算定期間においては、使用料のうち基本使用料に反映させることが適当であること。
- ・単身世帯等の少量使用者については、すでに他の使用水量区分と比較して低い従量単価が設定され、一定の配慮がなされていること。
- ・下水道事業には公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業の 3 事業があり、うち使用者の 85%を占める公共下水道事業について、収支並びに使用料の適正水準を判断するための指標となる「使用料充当割合」及び「経費回収率」を勘案した場合、月額 200 円（税抜）の引上げ額が適正な水準であること。

【適正な下水道等使用料について】

下水道等使用料のうち月額基本使用料（税抜）について、現行の 800 円（市設置浄化槽にあっては、200 円）を 1,000 円（市設置浄化槽にあっては、400 円）に引き上げることを適正妥当とします。

【附帯意見】

- 1 下水道事業の令和10年度概成後の資産状況を的確に把握するとともに、次期算定において資産維持費の導入について検討し、概成以後の更新需要を見込んだ適切な使用料水準に見直していただきたい。
- 2 今後も経費削減のための取組を継続するとともに、官民連携等による効率的な経営の推進に努めていただきたい。
- 3 人口減少等に伴い、今後も有収水量及び使用料収入の減少が続く一方で、物価高騰等によって維持管理経費の増加が見込まれることから、社会経済情勢の変化に対応した使用料水準の適正化について、使用者へのわかりやすい説明により理解が得られるように努めていただきたい。